

みやぎっこ子育て家庭応援事業 協賛店・企業募集要項

1 趣旨

この要項は、県が実施するみやぎっこ子育て家庭応援事業の趣旨に賛同し、15歳未満の子ども（15歳になって最初に迎える4月1日までは15歳未満と見なす）又は妊娠中の方がいる世帯（以下「子育て家庭等」という。）に割引や特典などのサービス（以下「サービス」という。）を提供する店舗・企業等（以下「協賛店等」という。）の募集について、必要な事項を定めるものです。

2 協賛店等が提供するサービス

(1) 内容

ポイントサービスの割増、粉ミルク用のお湯の提供、商品価格の割引など、協賛店等が任意に設定することができます。詳しくは、中面の「具体的なサービス例」をご覧ください。

(2) 方法

子育て家庭等の方からのみやぎっこ子育て家庭応援カードの提示により、サービスを提供します。ただし、サービスを提供する時間・曜日等などは協賛店等が任意に設定することができます。

なお、すでに行っているサービスを設定しても差し支えありません。

(3) その他

協賛店等は、サービスを提供するために、必要に応じて、健康保険証、母子健康手帳、その他子育て家庭等の者であることを証明するものの提示を別に求めることができます。

3 募集内容

(1) 募集開始

平成20年2月15日（金）から（第1次募集締切は平成20年4月30日（水））

なお、協賛店等のサービス開始は6月頃の予定です。

(2) 申込資格

宮城県内に本・支店等を有する、本事業に賛同し、サービスを提供する事業者です。

(3) 申込方法

「みやぎっこ子育て家庭応援事業協賛店等登録申込書」（別紙様式）に必要事項を記入の上、宮城県保健福祉部子ども家庭課（以下「県」という。）に郵送、ファクシミリ又はEメールで申し込んでください。

4 協賛店等の登録

県は、申し込みのあった店舗・企業等のサービス内容等を確認した上、協賛店等として登録し、協賛登録通知書及び協賛登録ステッカーを交付します。

5 シンボルマーク等の使用

協賛店等は、宮城県子育て応援シンボルマーク及びキャッチコピーを広告等に使用することができます。

なお、その使用方法については、別に定めます。

6 協賛店等のPR

県は、市町村や関係団体等と連携を図り、広く協賛店等を募るとともに、専用ホームページへの掲載により、協賛店等のPRに努めます。